

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 公立大学法人会津大学一般事業主行動計画

公立大学法人会津大学は、女性教員及び女性管理職比率を高めるとともに、教職員が仕事と子育て等を両立させることができる環境を整備することで、多様な教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年4月1日～2027年3月31日（3年間）

2. 本学の課題

- (1) 女性教員の比率が低いため、これを高める必要がある。
- (2) 女性管理職の比率が低いため、管理職候補となる人材の育成および女性管理職の配置を推進する必要がある。
- (3) 性別にかかわらず育児休業を取得しやすい環境を整備する。
- (4) 働き方改革を推進するため、年次有給休暇の取得を促すことでワークライフバランスの実現を追求する。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性教員比率10%以上を維持する

取組内容・実施時期

- ① 2024年4月～ 本法人役員及び各部局長等に対し定例会議等の機会を捉えて女性教員の積極的な採用を訴求するとともに、女性活躍への意識の醸成を図る。
- ② 2024年4月～ 会津大学ホームページ「教職員採用情報」において、女性教員の積極的採用を推進していることを明記する。

目標2：女性管理職比率12%以上を目指す

取組内容・実施時期

- ① 2024年4月～ SD研修や外部の管理者研修等を活用しながら、組織運営能力に長けた女性教職員の育成を図っていく。
- ② 2024年4月～ 福島県に対して女性管理職の派遣を引き続き求めていく。

目標3：教職員の育児休業取得率100%を目指す

取組内容・実施時期

- ①2024年4月～ 制度について、リーフレット及びホームページを活用して周知を図る。
- ②2024年4月～ 配偶者の出産時に男性教職員が特別休暇（配偶者出産休暇、育児参加のための休暇）や、育児休業を取得するよう、管理職が面談を実施し、取得を促す。

目標4：2027年3月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上にする

(参考) 2022年分の年次有給休暇取得状況・平均7.95日（常勤教職員）
2022年度分の年次有給休暇取得状況・平均9.41日（非常勤職員）

取組内容・実施時期

- ①2024年4月～ 行事、打合せ等を連休の前後に設定しないことで、連続して年休を取得しやすい環境づくりに努める。
- ②2024年4月～ 管理職が、個々の教職員の休暇の取得状況を把握し、休暇取得日数の少ない教職員に休暇の取得を促す。

※管理職：部門長など公立大学法人会津大学職員給与規定第10条の規定により
給料の特別調整額の支給を受ける管理又は監督の地位にある職員